

改正

令和 2 年 3 月 19 日 告示第84号

令和 4 年 8 月 23 日 告示第355号

令和 5 年 3 月 29 日 告示第78号

令和 7 年 3 月 31 日 告示第99号

令和 8 年 3 月 31 日 告示第134号

花巻市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、人口減少や少子高齢化が進行する本市において、新たな地域の担い手として地域外から地域おこしに意欲のある人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域力の維持及び強化を行うため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年 3 月 31 日付け総行応第38号）に基づき、花巻市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。） 次条に規定する協力隊員の活動を行うに当たり、市長が任用する者をいう。
- (2) 業務委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。） 次条に規定する協力隊員の活動を行うに当たり、市と業務委託契約を締結する者をいう。

(協力隊の活動)

第 3 条 協力隊は、任用又は業務委託契約の締結前に培った知識や経験、人脈を最大限に生かし、市民と連携・協力して地域力の維持・強化に直接資する活動であって、公益性を有する次の各号に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行うものとする。

- (1) 農林水産業振興に関する活動
- (2) 商工観光振興に関する活動
- (3) 住民の生活支援に関する活動
- (4) 地域活性化に関する活動
- (5) 移住・定住の促進に関する活動

- (6) 起業支援に関する活動
- (7) その他市長が認める活動
- (協力隊員の任用又は委託)

第4条 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者のうちから公募のうえ、市長が選考し、任用又は委託する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く。）から花巻市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な者
- (2) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域協力活動に積極的に参加できる者
- (任用型隊員の任期)

第5条 任用型隊員の任用期間は、任用された会計年度の末日までとする。ただし、通算36か月まで再度の任用ができるものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間が生じた隊員が、36か月を超えて地域協力活動を行うことを希望した場合において、活動期間の延長が必要と認めたときは、任用期間を12か月を上限として延長し、最長48か月とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、地域協力活動として地場産業等に従事する任用型隊員（任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、36か月を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、当該地域協力活動の延長を市長が必要と認めた任用型隊員に限る。）が次の各号に該当する場合は、当該任用型隊員の任用期間を24か月を上限として延長することができる。

- (1) 地域における存続又は継承が必要なものとして市長が認める地場産業等（地域協力活動とするものに限る。次号及び第3号において同じ。）を行う場合
- (2) 地場産業等の起業の場合にあつては1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合にあつては承継する事業に係る雇用数を維持する場合
- (3) 任用型隊員が市内に住民登録を有し、地場産業等を市内で起業又は事業承継を行う場合
- (任用型隊員の身分)

第6条 任用型隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第

1 号に掲げる職員とする。

(任用型隊員の報酬)

第7条 任用型隊員の報酬は、花巻市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年花巻市規則第16号）別表第1に定める報酬の基準月額範囲内とし、291,600円とする。

2 任用型隊員への期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

(任用型隊員の副業の申出)

第8条 任用型隊員は、活動の妨げにならない範囲において、花巻市に定住するために、地域おこしの延長又は他の営利活動により、花巻市が支給する報酬以外の収入を得ようとする場合には、あらかじめ市長に申し出なければならない。

(任用型隊員における公用車の私的使用)

第9条 公用車の私的使用については、任用型隊員の特殊性から認めることとする。

2 私的に使用できる範囲は岩手県内とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

3 私的使用の距離は、毎月の走行距離から活動に利用した距離を除いた距離とする。

4 私的使用にかかる燃料費等相当分は、使用距離1キロメートル当たり5円を月単位で徴収する。

5 通勤に使用する場合は、私的使用とみなす。

(任用型隊員の活動経費)

第10条 市長は、任用型隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(任用型隊員の活動報告)

第11条 任用型隊員は、活動の状況を定期的に市長に報告しなければならない。

(業務委託契約の締結)

第12条 市長は、公募により選考された者と双方協議のうえ、地域協力活動に関する業務委託契約を締結することができる。

(委託型隊員への移行)

第13条 市長は、任用型隊員から委託型隊員への移行の申出があった場合は、その実績等を考慮して地域協力活動に関する業務委託契約を締結することができる。

(委託期間)

第14条 委託型隊員の委託期間は、12か月以内とし、かつ1会計年度を超えない範囲内で

市長が定めるものとする。

- 2 市長は、委託型隊員の従前の活動実績に基づき、公募によらない再度の業務委託契約を締結することができる。
- 3 再度の業務委託契約の締結は、任用型隊員としての任用期間と合算して通算36か月までとする。ただし、市長は、産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間が生じた隊員が、36か月を超えて地域協力活動を行うことを希望した場合において、活動期間の延長が必要と認めたときは、任用型隊員としての任用期間と合算して通算48か月まで、再度の業務委託契約を締結することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、地域協力活動として地場産業等に従事する委託型隊員（委託期間終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、36か月を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、当該地域協力活動の延長を市長が必要と認めた委託型隊員に限る。）が次の各号に該当する場合は、当該委託型隊員の委託期間を24か月を上限として延長することができる。
 - （1） 地域における存続又は継承が必要なものとして市長が認める地場産業等（地域協力活動とするものに限る。次号及び第3号において同じ。）を行う場合
 - （2） 地場産業等の起業の場合にあつては1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合にあつては承継する事業に係る雇用数を維持する場合
 - （3） 委託型隊員が市内に住民登録を有し、地場産業等を市内で起業又は事業承継を行う場合（委託料）

第15条 市長は、委託型隊員に対し、地域協力活動の内容に応じた委託料を予算の範囲内で支払うものとする。

- 2 委託料の額は、別表の金額の欄に規定する額とする。
 - 3 委託型隊員は、委託料の前金払を請求することができる。
- （委託型隊員の活動報告）

第16条 委託型隊員は、自らが行った日々の活動の内容を花巻市地域おこし協力隊活動日誌（様式第1号。以下「活動日誌」という。）に記録しなければならない。

- 2 委託型隊員は、花巻市地域おこし協力隊活動報告書（様式第2号。以下「活動報告書」という。）を作成し、当月分の活動日誌を添えて、翌月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、3月の報告に係る活動報告書は、同月中に提出するものとする。

3 委託型隊員は花巻市地域おこし協力隊活動年報（様式第3号。以下「活動年報」という。）を作成し、委託期間の終了日又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

4 委託型隊員は、委託期間の途中で退任したとき、又は業務委託契約を解除されたときは、事由発生日から起算して10日以内に活動報告書及び活動年報を市長に提出するものとする。

（委託型隊員の遵守事項）

第17条 委託型隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 市民その他の関係者との信頼関係の保持に努めること。
- （2） 委託期間中は、所在を明らかにしておくこと。
- （3） 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- （4） 心身の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に申し出ること。

（市の役割）

第18条 市長は、協力隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1） 協力隊員の活動に関する各種調整
- （2） 協力隊員の活動に関する住民への周知
- （3） 協力隊員の定住支援
- （4） その他協力隊員の円滑な活動に必要な事項

（解任又は契約の解除）

第19条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任又は業務委託契約を解除することができる。

- （1） 協力隊員本人から退任又は業務委託契約の解除の申出があったとき。
- （2） 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （3） 第16条に規定する遵守事項に違反、又は第12条に規定する業務委託契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （4） 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- （5） 委託型隊員に必要な適格性を欠くとき。
- （6） 協力隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(7) 市長の許可を得ずに住所を市外に移したとき。

(守秘義務)

第20条 協力隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第84号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月23日告示第355号)

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の花巻市地域おこし協力隊設置要綱に定める地域おこし協力隊の隊員に係る業務委託契約に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

附 則 (令和7年3月31日告示第99号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第134号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第15条関係)

区分	内容	金額
労務費	委託業務に対する隊員の労務費	年額350万円以内
その他	その他市長が認めたもの	予算の範囲内

様式第 1 号（第16条関係）

花巻市地域おこし協力隊活動日誌

月	日	活動時間	活動内容
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
月	日	時間 分	
合 計		時間 分	

様式第2号（第16条関係）

花巻市地域おこし協力隊活動報告書

花巻市長

様

隊員氏名

次のとおり活動したことを報告します。

活動報告	年	月分
1. 実施した活動の概要・状況		
2. 翌月の活動予定		
3. 特記事項		
4. その他要望事項等		

※活動内容が分かる写真を添付すること。

花巻市長 様

隊員氏名

花巻市地域おこし協力隊活動年報

花巻市地域おこし協力隊設置要綱第16条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

活動実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動の目的	
活 動 内 容	
活動に対する 今後の課題等	

※活動内容が分かる写真を添付すること。